

No. 27

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
豊明市	経済建設部 環境課	0562-92-1113	直通	0562-85-1560
住所	〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1		担当者氏名	日 比
URL	https://www.city.toyoake.lg.jp/9113.htm	E-mail	kankyo@city.toyoake.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額 (除：高度処理)	限度額 (高度処理)
5人槽	532,000 (622,000)	560,000 (650,000)
7人槽	614,000 (704,000)	662,000 (752,000)
10人槽	748,000 (838,000)	785,000 (875,000)
11人槽以上	補助しない	補助しない

※高度処理浄化槽とは浄化槽のうち放流水の総窒素濃度が、15mg/ℓ以下又は総りん濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものをいう

※既設のみなし浄化槽又はし尿くみ取り便所を撤去する場合は () 内の金額

※配管工事費含む、撤去費含まない

(2) [令和5年度の補助計画基数]

(単位：基)

	5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	合計
除：高度処理	1	1	1				3
高度処理	1	1	1				3

前年度実績基数 (5基)

(3) [補助対象地域]

- ・豊明市公共下水道事業計画区域を除く区域

(4) [特定地域の有無] 有 (境川流域)

(5) [補助対象条件]

- ・自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を自らの居住の用に供する建物に浄化槽 (高度処理浄化槽を含む) を設置する個人が次の各号のいずれかに適合して設置する場合
 - ①既設のみなし浄化槽から浄化槽へ切り替える場合
 - ②し尿くみ取り便所から浄化槽へ切り替える場合

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③放流水を公共用水域へ放流するための配管工事を行わない者
- ④市税の滞納がある者
- ⑤その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①設置場所の案内図
- ②法第5条2項の規定に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法の規定に基づく建築確認通知書の写し
- ③住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ④配置図 (配管が分かるものであること)
- ⑤浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録をしていることが分かる書類及び浄化槽設備士免状の写し
- ⑥工事施工見積書又は工事請負契約書の写し
- ⑦登録浄化槽管理票 (C票)、保証登録証
- ⑧市税の完納証明書
- ⑨高度処理浄化槽を申請する場合は、一般財団法人日本建築センターの認定書の写し
- ⑩前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度2月末日までのいずれか早い日
 - ①法第10条の規定に基づく、浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し (設置者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類)
 - ②法第7条第1項及び第11条第1項に規定する検査の依頼書の副本及び契約書の写し

- ③浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ④施工時の写真
- ⑤領収書の写し
- ⑥平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽整備事業の推進体制の強化について」にて提示された工事チェックリスト
- ⑦設置者のうち、既設のみなし浄化槽から浄化槽へ切り替えをしたものについては、のみなし浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑧設置者のうち、既設のみなし浄化槽又はし尿くみ取り便所を撤去したものは、撤去中の写真
- ⑨前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①のみなし浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②転換に伴う宅内配管工事費に対し、上限20万円（設置補助費に含む）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください